

南青山アパート会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は南青山アパート会と称し、事務局を青山コミュニティ番屋におく。

(会員)

第2条 本会は県営南青山アパートに居住する世帯と青山コミュニティ番屋（もりおか復興支援センター南青山拠点）で構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の理解と親睦及び福祉の増進、近隣住民との親睦及び地域課題の解決などをはかり、住みやすい地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的のために、次の事業を行うことができる。

- (1) 親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化など環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、安全に関する事。
- (4) 連絡、広報に関する事。
- (5) 共益費に関する事。
- (6) 集会所の運営に関する事。
- (7) 駐車場、敷地の利用に関する事
- (8) サークル活動(花壇の会など)に関する事
- (9) その他、地域内の生活向上など目的達成に関する事。

第2章 総会

(種別と開催)

第5条 総会は毎年1回以上開催する。ただし運営委員会において必要と認めるとき、または会員の1/5以上の請求があったときは臨時総会を開催する。

2 総会の議長は出席者の中から選任する。

3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) 管理人、班長の決め方や選任
- (4) 運営委員の選出方法、及び運営委員の選任

(5) 監事の選任

(6) 規約、部の規則の変更など

(議案の可決)

4 総会は議案を事前に配布し、欠席予定者は書面表決できる。議決は出席世帯数と書面表決数の過半数で決定する。(同数の時は議長が決する)。

(総会の成立)

5 総会は、出席の世帯数と書面表決数の合計が会員の過半数の場合、総会として成立する。

第3章 運営委員会

(種別及び定数)

第6条 本会に次の運営委員をおき、その集まりを「運営委員会」と称する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 4名

(4) 運営委員 必要相当人数

2 運営委員会は会長が招集する。

3 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 互選による会長、副会長、部長、会計の選出

(2) 本会の目的、総会決議にもとづく会の運営

(3) 各部の規則の制定と改正

運営委員会は総会に次いで議決することができ、議案は運営委員数の 2/3 以上の賛成で可決する。

4 運営委員会の元に次の部をおき、事業を分担する。各部の活動には、事務局がその補佐を行う。また部は運営委員会の承認により、必要に応じて新たに立ち上げることができる。

環境整備部、集会所部、駐車場部、総務部。

5 会長は会務を処理し、本会を代表する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

7 部長は各部の運営を円滑にすすめる。

8 会計を本会と各部に置く。

9 事務局は番屋職員が担う。

10 南青山アパート内での問題等については、行政等関係機関及び、青山コミュニティ番屋、南青山アパート会の会長・副会長と共有し解決に努める。

(選任)

第7条 運営委員は総会において選任する。

2 運営委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。後任の委員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のために就任した運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第8条 運営委員が本会の目的や規約に違反したときは総会の議決により解任することができる。

第4章 監事

(監事)

第9条 監事は2名以内とし運営委員以外から総会で選出する。監事は会計、事務を監査する。任期は1年とする。

第5章 規約改正

(改正)

第10条 本規約は総会で出席世帯数と書面表決数の2/3以上の賛成で改正できる。

第6章 会計

(会計)

第11条 本会、公営住宅としての維持管理のための経費は、共益費、集会所利用収入および寄付金等の収入をもってあてる。

2 やむなく予算以外に支出の必要が出たときは、事前に会長副会長、事後に運営委員会の承認を得て、決定する。

3 花壇の会にかかる費用は基本、助成金及び寄付金で賄うものとする。但し、花壇を維持するための水道の利用は、南青山アパート内の共同水道を利用するものとする。尚、花壇の会が閉鎖になった場合の維持管理費は、南青山アパート会の責任で行うものとする。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第13条 本会は、総会において会員の2/3以上の承諾で解散する。

第8章 罰則

(罰則)

第14条 南青山アパートは、公営住宅であり、その維持・管理については、入居者で行わなければならない。そのため一斉清掃等、南青山アパートの維持・管理に関わる活動に、無断の不参加や、正当な理由も、弁明も、対話もない不参加の場合は、1回につき2000円の罰金を徴収し、これを南青山アパート会の収入の一部とする。

附 則

この規約は2021年9月15日から実施する。

2022年4月21日規約改正